

○和泉市ホテル・旅館の誘致に関する条例

平成27年9月30日

条例第46号

改正 平成30年3月29日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、ホテル・旅館を新たに建設する事業者に対する補助を実施し、観光、ビジネス等で本市を訪れる者の宿泊施設並びに市民及び事業者が利用する会議施設を確保することにより、まちなぎわいの創出及び都市機能の充実を図り、もって市内経済の活性化及び市民福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ホテル・旅館 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する営業を除く。以下「旅館・ホテル営業」という。）の用に供する施設及びその同一敷地内の附属施設であって、規則で定める要件を満たすものをいう。
- (2) ホテル・旅館事業者 旅館・ホテル営業を営み、又は第三者に営ませる者であって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当せず、かつ、その役員（同法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）が同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当しないものをいう。

(3) コンベンションホール等 研究発表会、講演会、研修会、講習会、展示会等を開催するための設備を備えた会議場又は宴会場であつて、規則で定める要件を満たすものをいう。

(平30条例17・一部改正)

(対象者)

第3条 この条例による補助（以下「補助」という。）の対象者は、市内にホテル・旅館を新設しようとするホテル・旅館事業者とする。

(事業者の指定)

第4条 補助を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、指定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の内容を審査し、第1条に定める目的の達成に寄与するものであると認めるときは、事業者の指定を行うものとする。

3 市長は、前項の規定により指定するときは、当該新設しようとするホテル・旅館に関して、条件を付することができる。

(申請事項の変更)

第5条 前条の規定により指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、同条の規定による申請事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、変更の承認について準用する。

(補助金の種類及び額等)

第6条 市長は、指定事業者に対し、予算の範囲内において次に掲げる補助金を交付することができる。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 建築費等補助金（指定事業者が当該ホテル・旅館を新設するために要した建築費用のうち、市長が認めるものの100分の10に相当する額（当該額が1億円を超える場合においては、1億円）を交付する補助金をいう。）
  - (2) 固定資産税等補助金（当該新設したホテル・旅館の土地及び建物に係る固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）に相当する額を交付する補助金をいう。）
  - (3) 借地料補助金（当該新設したホテル・旅館の敷地として土地を賃借する場合に係る借地料の2分の1に相当する額（当該額が年額500万円を超える場合においては、年額500万円）を交付する補助金をいう。）
  - (4) 下水道使用料補助金（当該新設したホテル・旅館に係る下水道使用料に相当する額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。当該額が年額500万円を超える場合においては、年額500万円）を交付する補助金をいう。）
- 2 前項第1号の補助金は、コンベンションホール等を有するホテル・旅館を市内に新設する場合に限り、交付するものとする。
  - 3 第1項第2号の補助金は、指定事業者が納税義務者である場合に限り交付するものとし、補助金を交付する期間は、市内に新設したホテル・旅館の営業を開始した日以後において、当該ホテル・旅館に係る固定資産税等を新たに賦課する年度から5年間とする。
  - 4 第1項第3号及び第4号に規定する補助金を交付する期間は、当該新設したホテル・旅館が営業を開始した月から5年間とする。  
(補助金の交付申請)

第7条 指定事業者は、規則で定めるところにより、市長に補助金の交付の申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の申請の内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の交付を行うものとする。

(遵守事項)

第8条 指定事業者は、補助金の交付対象となるホテル・旅館を10年以上営業しなければならない。

- 2 指定事業者は、当該ホテル・旅館の建設及び営業に当たっては、旅館業法その他関係法令等を遵守しなければならない。

(市の施策への協力)

第9条 指定事業者は、災害対策、観光振興等に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(実績報告等)

第10条 指定事業者は、当該ホテル・旅館の建築工事に着手し、及び営業を開始したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならない。

2 指定事業者は、当該ホテル・旅館に係る固定資産税等を完納したとき又は借地料若しくは下水道使用料を支払ったときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならない。

(地位の承継)

第11条 指定事業者は、ホテル・旅館の合併、譲渡、相続、廃業その他の理由により、当該ホテル・旅館の営業を開始した日から10年を経過する日までに於いて、当該ホテル・旅館を他人に承継する必要があるときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出が適正であると認めるときは、当該承継者を指定事業者とみなして引き続き補助の対象とすることができる。この場合において、承継者に対する補助金の交付期間は、第6条第3項又は第4項に規定する期間から承継前の指定事業者が既に補助金の交付を受けた期間を控除した期間とする。

(廃業等)

第12条 指定事業者は、ホテル・旅館を休業し、又は廃業したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(報告の徴収等)

第13条 市長は、指定事業者の指定又は補助金の交付に関し必要があると認めるときは、その必要な限度において、ホテル・旅館事業者

に対して報告を求め、又はその事務所若しくはその他関係のある場所に立ち入り、関係書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

2 市長は、前項の規定による立入り等を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定に基づく報告、検査等により是正の必要があると認めるときは、指定事業者に対し必要な措置をとるよう指示することができる。

(指定の取消し等)

第14条 市長は、指定事業者が、当該ホテル・旅館の営業を開始した日から10年を経過する日までにおいて、次の各号のいずれかに該当したときは、当該指定又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 補助対象者の要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により当該指定又は補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) 第8条の規定に違反したとき。

(4) 正当な理由なく前条第1項の報告、検査等を拒否したとき又は同条第3項の規定による指示に従わなかったとき。

(5) 当該ホテル・旅館の全部若しくは一部を廃止し、若しくは営業を休止したとき又はこれと同様の状態にあると認めるとき。

(6) 暴力団、暴力団員若しくは暴力団密接関係者であり、又は法人の役員が暴力団員若しくは暴力団密接関係者であると認めるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長において当該指定又は補助金の交付の決定を取り消すことが適当であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により指定又は補助金の交付の決定を取り消されたホテル・旅館事業者に対し、既に交付した補助金の返還請求をするものとする。

- 3 市長は、前項の規定による補助金の返還に関し、規則で定める額の加算金を当該ホテル・旅館事業者に請求することができる。
- 4 前2項の規定により返還請求を受けたホテル・旅館事業者は、規則で定める日までに返還金又は加算金を納付しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年条例第17号)

この条例は、平成30年6月15日から施行する。